



VI 工作物の景観誘導基準

A 配置

- ①工作物の配置は、道路からできるだけ後退させ、隣接する敷地との間には適切な距離を確保する。
- ②煙突や高架水槽等の場合は、周囲から見えないよう配置を工夫し、周囲から見える位置に設置する場合は、目隠しを設けるなどの工夫をする。

B 形態・意匠・色彩

- ①工作物の形態・意匠・色彩は周辺環境と調和したものとなるようにする。
- ②派手な色彩や、輝度の高い金属等の使用を避けて、落ち着いたものとなるよう配慮する。

C 植栽

- 周囲から見て緑が感じられるよう、接道部の緑化に努める。

D 外構

- 周辺をフェンス等で囲う場合、フェンス等の色彩は落ち着いたものとする。

E 照明・夜間景観

- 照明は、まぶしさや点滅などによる不快感を与えないものとする。

F 屋外広告物

- ①周辺環境との調和に配慮し、最小限かつ街並みに適した数・大きさとする。
- ②文字数や色数は極力少なくし、周辺の建築物等と調和した色彩とする。
- ③照明は、夜間景観に配慮した落ち着いたものとし、点滅するものや光源が露出する装置類は使用を控える。

武蔵野市景観ガイドライン（別冊）景観誘導基準の解説

平成 29 年 4 月

発行 武蔵野市

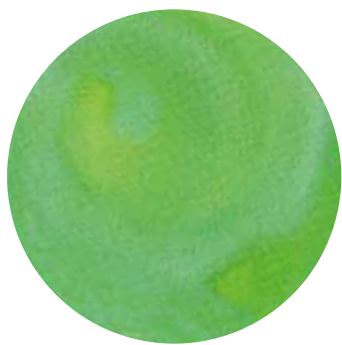
〒 180-8777

東京都武蔵野市緑町 2 - 2 - 28

TEL : 0422-60-1872 FAX : 0422-51-9250

E-mail : SEC-MACHIDUKURI@city.musashino.lg.jp

編集 武蔵野市都市整備部まちづくり推進課



武蔵野市

